

令和6年第7回 笠間市農業委員会総会会議録

令和6年7月28日 開会
令和6年7月28日 閉会

笠間市農業委員会

令和 6 年笠間市農業委員会第 7 回定例総会

〔令和 6 年 7 月 2 9 日〕

-
- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 7 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定について
日程第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 9 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 10 報告第 2 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
日程第 11 報告第 3 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 7 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定について
日程第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 9 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 10 報告第 2 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
日程第 11 報告第 3 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
-

出席委員

2番	高野尚夫君	11番	鶴田英樹君
3番	青木勝照君	12番	長谷川隆君
4番	石川馨君	13番	山口忠栄君
5番	伊藤孝洋君	14番	小沼祐君
6番	柳橋泰君	15番	込山祐一君
7番	入江保夫君	16番	大槁正義君
8番	長谷川愛子君	17番	佐藤清章君
9番	國谷博隆君	18番	田山悦子君
10番	菅井亘君	19番	永田良夫君

欠席委員

1番 塙博光君

出席説明員

農業委員会事務局長	福島猛君
農業委員会事務局長補佐	島田耕一君
農業委員会事務局主査	廣瀬美和子君

午後1時30分開会

開会の宣言

○議長（永田良夫君） それでは、ただいまから令和6年第7回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員18名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、4番石川馨委員並びに5番伊藤孝洋委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案の審議を始める前に、事務局より報告がありますので、お願いいたします。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から報告がございます。議案に関する報告でございます。

本日、7月29日に、農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願の提出が1件あり、同日付で受理の通知をしましたので御報告いたします。取下げの理由は、施工不可のためとのことであります。このことにより、議案書15ページ、議案第4号の申請番号91は削除となります。

事務局からの報告は、以上となります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の64、65について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○8番（長谷川愛子君） 番号64、65につきまして、調査の報告を説明いたします。

まず初めに、番号64につきまして、26日7時30分から、代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間工芸の丘北口駐車場入り口道路を反対側へ曲がり、約100メートルくらいです。申請内容は売買です。

この案件は、笠間市空き家バンクに登録されている農地付き空き家を購入するものでございます。

譲受人は、現在、都内に住んでおりますが、笠間クラインガルテンで14年間、毎週末、農業を行いに笠間市に訪れております。譲渡人は、高齢のため一人暮らしが困難となり、施設に入所し、現在の譲受人の要望に応えるとのことでございます。

また、譲受人は、5年後、会社退職までは、毎週、これから購入予定の農地を耕作しながら維持を続けるとのことでございます。

この申請につきましては、耕作を目的とし、これまでの実績を踏まえ、機械、労働力、技術等についても適正であると認められます。

そのほか、関係書類も完備されており、許可相当と判断できますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、番号65について報告いたします。

同日、26日7時から、譲受人、代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地につきましては、記載のとおりです。

申請地は、石井地区のヤマト運輸様のすぐ近くとなっております。申請内容は売買です。譲受人は、農業経営の安定を目指し、農地を取得したいとのこと。譲渡人は、管理が困難なため、要望に応えるとのことでございます。

この申請について、耕作を目的とし、機械、労働力、技術等についても適正であると認められます。

そのほか、関係書類についても完備されており、許可相当と判断できますので、御審議いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の66について、議席番号2番、10番委員より調査報告を願います。

○10番（菅井 亘君） 申請番号66について、調査結果を報告いたします。

7月20日、指名調査委員、申請人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、国道50号線の才木交差点から県道61号線を北に3キロメートル進んだところの旧道を入り、下福田公民館から200メートルほど進んだ道路沿いでございます。権利については、売買による所有権移転でございます。

譲渡人は、健康上の理由により農地の管理が難しいということで、長い期間、譲受人に農地の管理を任せておりました。

また、譲受人は、自宅前の耕作地でありますので、耕作等も便利で、地目は田であります。しばらくの間、野菜等を耕作していきますということでございます。

農機具等も一式、保有されております。特に問題ございません。よろしく審議のほど、お願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の67から70について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○16番（大橋正義君） 番号67について報告します。

7月25日、調査委員2名と申請人、申請代理人立会いの下、現地を調査してきました。申請人、申請場所、申請理由は、議案書のとおりです。

場所は、県道109号線の北古原の信号を吾国山方面に行った太陽光発電施設の近くの農地でした。

譲渡人は、自分で耕作できないので相手に譲渡したい。譲受人は、自宅の近くであり、畑として利用したいので、申請地を譲り受けたいということです。権利関係は、売買の所有

権移転です。受人は、今後ゴマを生産したいとのことです。

周辺は田んぼと畑で、影響は特にはないです。機械、農業技術なども持っており問題ないと思いますので、承認よろしくお願いします。

○議長（永田良夫君） 7番。

○7番（入江保夫君） 申請68、69、70番の3件について、御報告いたします。

最初に、申請番号68です。

7月25日、指名調査委員全員、推進委員、申請代理人と現地確認を行いました。申請場所及び譲受人、譲渡人は、議案書のとおりです。有償での所有権の移転です。

申請理由としましては、譲渡人は耕作ができなくなり、所有する持ち分を譲渡したいということです。譲受人は、共有名義の持ち分を取得し、規模拡大を図りたいということです。

現地場所は、国道50号線を桜川方面に進行し、稲田の添田石材工業の前の水田です。現況は水田で、稲作をされています。

譲受人は、稲作中心の経営を図っており、農業機械、設備が整っております。

また、申請に必要な関係書類も提出されています。

引き続き、申請69番について、御報告いたします。

同じく、7月25日、指名調査委員と代理申請人の立会いの下、現地確認を行いました。申請場所及び譲受人、譲渡人は、議案書のとおりです。

有償での所有権の移転で、申請理由としましては、譲渡人は農地の管理が困難なため、譲受人は、住居の近くで、新規の就農で自給営農を行いたいとのことです。

現況としては、申請場所は整備されており、作物の栽培は可能と判断しました。

また、譲受人は、農機具一式を持っております。

また、関係書類も完備されており、特段問題はないと思います。

最後に、申請70番につきまして、御報告いたします。

7月25日、指名調査委員全員と申請代理人で現地確認を行いました。申請場所及び譲受人、譲渡人は、議案書のとおりです。

有償での所有権の移転で、申請理由としましては、譲渡人は、譲受人の要望に応えることで、譲受人は、規模拡大を図るとのことです。

現地場所は、笠間警察署福原駐在所から、北関東自動車道の笠間西インター方面に50メートル程度進行した、上の下橋を右に入り、約100メートル進行した右側です。

現況は遊休地になっていますが、譲受人は枝物を栽培しており、今回、申請場所にはバラを栽培するとのこと。

経営的には、枝物を栽培する機械等が整っており、特段の問題はないと思われます。

また、関係書類も整っております。

以上、3件について御報告しました。許可相当と思われます。御審議をお願いします。以

上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の71について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○4番（石川 馨君） 番号71番につきまして、調査の結果を報告いたします。

7月24日に、調査委員2名にて現地を調査してまいりました。確認につきましては、代理人より電話にて行っております。申請人、申請地、目的等は、議案書に記載のとおりであります。

場所は、大田町十字路より北東へ600メートルほど入った辺りであります。

譲渡人が高齢になり、耕作ができなくなり困っていたところ、申請地の隣に住む譲受人より打診があり、売買に至ったものであります。譲受人は、退職をしたので、今後は農業に専念したいとのことでありました。奥さんの実家が農家であり、農業の経験があり、2人で管理をしていくというものであります。

農具につきましては、最低限のものでありますが、必要に応じて、そろえていくようであります。自宅脇であり、管理しやすいところであるため、許可相当であると見ますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の72について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○18番（田山悦子君） 番号72につきまして、調査の結果を御報告いたします。

7月23日に、指名調査員2名と推進委員及び譲渡人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、常磐線鴻巣第二踏切から、線路沿いを東へ500メートルほどのところを右折し、200メートルほど進んだ右手でございます。

譲受人、譲渡人は親子関係であり、息子さんであります譲受人の事由は、農地を譲り受け、後継者として経営を継続したいとしております。親御さんであります譲渡人の事由としましては、高齢により耕作が困難になってきたため贈与したいとのございます。取得後の申請地の利用計画につきましては、水稻としております。

この申請につきましては、目的、農機具、労働力につきましても適当と認められます。

関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の73、74について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○12番（長谷川 隆君） 番号73について、調査結果を報告します。

7月27日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりであります。

申請地は、国道355号線本橋スタンドから南に300メートル入ったところです。

譲受人の申請理由は、栗、梅、フキなどの栽培を行いたいということでした。譲渡人の申請理由は、会社員のため管理ができないということです。

農機具については、トラクター、耕運機を保有しています。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださるようお願いいたします。

続いて、番号74について、調査結果を報告します。

7月27日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりであります。

申請地は、常磐線吉岡踏切近くの南自動車から、東に300メートルのところ です。

譲受人の申請理由は、自宅近くに畑があるので、耕作に便利のためということです。譲渡人の申請理由は、高齢のため管理ができないということでした。耕作して作るものは、トマト、ナスなどを作りたいということです。

農機具については、トラクターを保有しています。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださりますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の75について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○3番（青木勝照君） 調査番号75番について、調査結果を報告いたします。

7月27日、指名調査委員及び推進委員と、譲受人及び譲渡人の代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、岩間支所十字路をサツマイモ試験ほ場に向かい、400メートルぐらい行った岩間第一幼稚園の丁字路の反対側の土地を含め、12筆の土地です。

譲受人の申請理由は、農業経営規模拡大のための農地取得です。譲渡人は、耕作が困難なため、相手の要望に応じるとのことです。田の権利の抵当権については、抵当権者より同意を得ております。

農業従事者は1人で、経営に見合った農機具類を保有し、農地を効率的に利用し、耕作する技術を持っています。耕作地の作物ですが、田は水稻、畑は栗です。自然環境は良好であり、効率的に耕作ができるものと思われます。権利関係は、売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号の64から75につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の9について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○9番（國谷博隆君） 番号9番につきまして、調査の結果を報告します。

7月22日午前11時より、指名調査委員2名と申請人立会いの下、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりです。

申請場所は、友部駅北口より市道（友）1級1号線に出まして、下市原方面へ約100メートル進み、斜め左の道に入り、80メートル進んだところの右側です。現地は、自宅敷地に隣接している畑地ですが、昭和55年頃より宅地として使用していたということで、始末書が提出されております。

隣接への日照、耕作等の影響はありません。東側が畑、西側が道路、南側は宅地、北側が宅地となっており、取水、排水計画はありません。雨水は敷地内浸透処理ということでございます。宅地拡張の転用の申請の内容です。

書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の10について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○18番（田山悦子君） 番号10につきまして、調査の結果を御報告いたします。

7月23日に、指名調査員2名と申請人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、ピアシティ友部旭町店の交差点を南へ170メートルほど進んだ十字路を右折

し、70メートルほどの左手でございます。

申請の事由は、本申請地に隣接している所有地に家を新築することになり、手続を進めていたところ、申請地の地目が畑であり、転用許可を得ていないことが分かり、是正のための追認案件となっております。

隣接状況ですが、東側が原野畑、西側が宅地、北側道路で、南側は申請者所有の畑であり、何ら問題はないものと見てまいりました。

なお、本件につきましては、許可を受けずに昭和50年頃より進入路として利用していたとして、始末書が添付されております。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の11について、議席番号6番、12番委員より調査報告願います。

○6番（柳橋 泰君） 番号11につきまして、調査の結果を説明いたします。

7月27日、指名調査委員2名と申請人の立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、JR岩間駅から西方面へ、国道355号線を横切って、直線で約1.3キロメートルの山のふもとのところ です。

申請事由は、平成14年に先代の住職が墓地造成を行ったが、農地法のことをよく理解しておらず、許可申請を行っていなかったため、それを是正するために、転用の手続に至ったというものです。始末書が添付されております。

雨水は自然浸透です。東側は畑と宅地、西側は墓地、南側は畑、北側は進入路で、周辺への影響は特にないものと見てまいりました。

また、同じ墓地及び境内地の目的で、個人名義から法人名義への所有権移転の5条案件と一緒に申請されております。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで事務局より、農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の11につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

それ以外につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

番号の4について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○18番（田山悦子君） 番号4につきまして、調査の結果を御報告いたします。

7月23日、指名調査員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、しまむら友部店から西へ100メートルほど進んだところを右折し、60メートルほどの左手でございます。

申請人の変更事由につきましては、当初、事業者が建売住宅の建築を計画していましたが、社会情勢の影響により中断することとなり、今回、土地購入の希望者があったためとしております。承継者につきましては、現在、借家で生活しており、手狭になってきたため、自己用住宅を建築したいというものでございます。

なお、本件につきましては、令和4年2月28日付で5条許可を受けており、隣接状況等につきましても、何ら問題が発生するものではないと見てまいりました。

関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の68、69について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○8番（長谷川愛子君） 番号68、69につきまして、報告をいたします。

26日8時30分から、指名調査委員で調査をまいりました。代理人とは、電話にて確認をしております。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、三所神社をくぐり、すぐ左側となっております。

転用目的は売買。譲受人は、申請後、太陽光発電施設と資材置場の設置を予定しております。譲渡人は、要望に応えるということで、お電話にて確認を取っております。しかし、担当委員2人で見たところ、現場は境界線が分からなかったという状態です。

隣接地への影響は、東側道路、西側田、畑、南側畑、北側山林と、農地に対しての問題はないと見てまいりました。境界線が見当たらず、許可相当とは判断できませんでした。代理人には電話にて伝えましたので、この案件につきましては、保留にて御審議をいただきたいと思います。

続いて、番号69につきまして、調査の報告をいたします。

同日、26日8時から、指名調査委員で調査をまいりました。譲渡人立会いの上で確認を取りました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道50号線沿いのレストランあぷりこっつ様のすぐ近くでございます。

転用目的は売買です。譲受人の申請理由は、太陽光発電施設の設置を予定しております。譲渡人は、要望に応えるということです。資金面から見ても、実現性は認められます。

また、境界もしっかりと分かりました。

隣接地への影響は、東側道、西側水路、南側水路、北側道となっております。污水、雑排水はございません。雨水は宅地内浸透、田の農作物への影響はないと見てまいりました。

そのほか関係書類につきましても完備されており、許可相当と判断できますので、御審議いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の70から76について、議席番号2番、10番委員より調査報告を願います。

10番。

○10番（菅井 亘君） 申請番号の70、71について、現地調査の結果を報告いたします。

7月22日、指名調査委員2名と、代理人は都合が悪いということで、電話にて確認を行いました。申請人、申請場所は議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、国道50号線滝川交差点から北に5キロメートル入り、池野辺公民館から500メートル先、桜川を渡り、右折し200メートルほど入った農地でございます。現在、耕作放棄地で、大分荒れている農地でございます。

申請内容は、売買による権利の移転でございます。

なお、この譲渡人は高齢で耕作できないということで、また、近隣の知人からの紹介で、譲受人へ譲渡するとのことでした。

隣接地は、東側、北側、南側が道路、西側は畑です。雨水は敷地内浸透でございます。取水はございません。

なお、隣接農地に影響等は発生しません。定期的に除草作業も行っていくとのこと、特に問題ないと思います。

また、71について、調査結果を報告します。

7月22日、指名調査委員2名、また、代理人へは電話にて確認を現地で行いました。申請人、申請地は議案書に記載のとおりであります。

申請場所は、先ほどの申請地の隣接地でございます。

この申請も、近隣の知人からの紹介で、高齢で耕作できないということで、譲受人に譲渡するとのことでした。譲受人は、申請地は、環境が非常に良いところであり、譲渡人からの要望を受入れ、事業を行うに至ったとのことでした。

隣接地は、東側、北側、南側が道路、西側が畑です。雨水は敷地内浸透で、取水はございません。隣接の農地等への影響はございません。先程と同じように譲受人側で定期的に除草作業を行っていくとのこと、特に問題はないと思います。よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 2番。

○2番（高野尚夫君） 番号72から76について、調査の結果を報告いたします。

まず、番号72について、7月22日午前10時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、申請地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道50号線石井交差点から県道1号線を宇都宮方面に向かい、片庭の信号を左に楞巖寺方面に向かい、300メートル行った先のY字路を左へ行って、500メートル程の左側にありました。

申請事由は、売買による所有権の移転です。譲受人の申請事由は、省エネ普及のため、譲渡人と意見が合致したということです。譲渡人の申請事由は、管理に手間と費用が大変なためということです。

隣接状況は、東側山林、西側畑、南側道路、北側道路です。隣接地への日照、通風、耕作等への影響はありません。

関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいま

すようお願いします。

続いて、番号73について、調査の結果を報告いたします。

7月22日午前8時40分より、指名調査委員2名で申請地を調査してまいりました。代理人は遠方のため、電話にて確認をしました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道50号線のこじか幼稚園入り口の信号を北へ1キロメートルほど行った右側にありました。

申請事由は、売買による所有権の移転です。譲受人の申請事由は、県内の発電所とメンテナンスが効率よくできるというためです。譲渡人の申請事由は、耕作する予定もなく、売却することとしたということです。

隣接状況は、東側畑、西側道路、南側宅地、北側雑種地となっております。隣接地等への日照、通風、耕作等への影響はありません。

関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いします。

続いて、番号74、75について、この2件は譲渡人も同じであり、申請地も地続きにより、2件まとめて報告いたします。

7月22日午前9時より、指名調査委員2名で申請地を調査してまいりました。代理人は遠方のため、電話にて確認しました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道50号線石井交差点から県道1号線を宇都宮方面に向かい、1.5キロメートルほど行ったところに金剛寺がありますが、そこから南へ300メートルほどの高台にありました。

申請地は、売買による所有権の移転です。譲受人の申請事由は、周囲に日陰もなく、効率よく発電できるため。譲渡人の申請事由は、今後も耕作の予定がないので、売却することです。

なお、境界の確認はできませんでしたが、現地の形状等で確認しました。その後、再度現地を見に行ったところ、草刈り機で刈った跡がありました。

隣接状況は、東側畑、西側、南側が道路、北側雑種地です。隣接への日照、通風、耕作等への影響はありません。

関係書類等も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

最後に、番号76について、調査の結果を報告いたします。

7月22日午前8時45分より、指名調査委員2名で申請地を調査しました。代理人は遠方のため、電話にて確認しました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道50号線才木交差点を城里町方面へ1.3キロメートルほど行ったところにセイコーマートがありますが、セイコーマートの西側の道を挟んだ2か所目にありました。

申請地は、売買による所有権の移転です。受人の申請事由は、日照条件がよく、安定的な発電が可能ということです。譲渡人の申請事由は、要請により譲渡するということです。

隣接状況は、東側畑、西側畑、南側も畑です。北側が道路です。隣接地への日照、通風、耕作等への影響はありません。

関係書類等も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の77から81について、議席番号7番、16番委員より調査報告願います。

16番。

○16番（大橋正義君） 77について報告します。

7月25日に、調査委員2名にて現地を調査しました。申請人とは、電話で聞き取りをしました。

場所は、県道109号線の吾国山に向かっていく南指原地区の北関東道路の近くでした。この調査に行ったときは、耕作されていない農地で、草刈りもされておらず、申請地の範囲等確認できませんでした。その後、7月27日に再度、申請人立会いの下、現地調査をしました。

権利関係は、所有権移転による売買で、譲渡人は譲受人から太陽光発電事業を行いたいとのことから、譲渡するとしています。

周辺への影響は、西側と南側は道路、北側と東側は畑で、形状はコの字になっていて、その周りをフェンスで囲うとのことで、周りへの影響はないと思いますが、道路と接している西側の境界くいが何本か確認できませんでした。周辺の所有者への同意も取っているとのことでしたが、範囲が確認できていませんでしたので、確認できるまで保留とするのがいいかと思います。

○議長（永田良夫君） 7番。

○7番（入江保夫君） 申請番号78、79、80、81の4件について御報告いたします。

最初に、申請番号78番です。

7月25日、指名調査委員全員、推進委員、申請代理人と現地確認を行いました。申請場所及び譲受人、譲渡人は、議案書のとおりです。

有償での所有権の移転で、転用理由は、太陽光発電施設への転用です。申請事由としては、譲受人は立地条件がよく、更なる事業拡大が図れるということです。譲渡人は譲受人から申出があり、譲っても農業経営に支障がない土地で、要望に応じるとのことです。

現地場所は、J R水戸線稲田駅の南東側の土地でございます。現況は遊休地で、太陽光発電施設を建設しても、隣接地への日照、通風、耕作等への影響は特にないと思われます。

また、隣接地の地権者への説明は済んでおり、了承済みということです。

引き続き、申請番号79番につきまして、御報告いたします。

この場所は、7月25日に指名調査委員全員と推進委員、申請代理人と立会いを行ったのですが、境界等が分からず、クズ等が多く発生しており確認ができないという状況で、申請代理人のほうへ、再度、草刈り等を行い、境界等の確認ができる状態にして欲しい旨をお話をしました。7月27日に草刈り等、くい出し等が終わった連絡があり、その日に指名調査委員全員と代理人申請の下、現地確認を行いました。

有償での所有権の移転で、転用理由は、先ほどと同じように太陽光発電施設への転用です。申請理由としては、先ほどと同じ条件です。

現地場所は、稲田から本戸方面に進行し、大古山交差点を50メートル進んだ右側です。現況は遊休地で、太陽光発電施設を建設しても、隣接地への日照、通風、耕作等への影響は特にないと思われます。

また、隣接地の地権者への説明をし、了承は得ているということでございます。

引き続き、申請番号80につきまして、御報告いたします。

7月25日、指名調査委員全員と代理申請人の立会いの下、現地確認を行いました。

有償での所有権の移転で、転用理由は、太陽光発電施設への転用です。申請理由としては、譲受人は立地条件もよく、更なる事業拡大が図れるということと、譲渡人は譲受人の申出があり、譲っても農業経営に支障がない土地で、要望に応じるとのことです。

この現地場所は、申請番号79番の南西側です。現況は遊休地で、太陽光発電施設を建設しても、隣接地への日照、通風、耕作等への影響は特にないと思われます。

また、隣接地の地権者への説明はし、了承を得ているということです。

最後に、申請番号81番につきまして、御報告いたします。

7月25日、指名調査委員全員と申請代理人で現地確認を行いました。申請場所及び譲受人及び譲渡人は、議案書のとおりです。

有償での所有権の移転で、転用理由としては、自己住宅の建設です。譲受人は、現在住んでいる場所が土砂災害警戒区域であり、住宅の老朽化と、家族が多く手狭な住まいとなっているため、新築する場所を探していました。それで、この申請場所が該当したということです。

現地場所は、今月の議案第1号の申請番号70番の隣接地です。現況は遊休地になっており、東側、西側、北側が畑、南側が市道になっており、隣接地への日照、通風、耕作等への影響は、特段問題はないと思われます。

なお、取水は市道内の水道管より引き込み、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置後、処理水を市道の側溝へ放流し、雨水は敷地内浸透です。

また、関係書類等もそろっており、特段問題はないと思います。

以上4件につきまして、報告いたしました。許可相当と思われますので、御審議をお願い

いします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の82から85について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。
17番。

○17番（佐藤清章君） 番号82から85について、報告いたします。

まず、調査番号82について、報告いたします。

7月23日に、指名調査委員2名と代理人立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

譲受人の申請理由は、現在工場で使用中の駐車場が手狭となり、自社工場近くで現在より広く使用できる土地を探していたところ、当該地の所有者より賃貸借をできることになり、申請したとしております。譲渡人は、譲受人の要望に応えたいためとしております。

隣接地への状況は、東側が宅地と畑、西側が畑と道路、南側が畑、北側が道路と宅地、隣接地への影響は、駐車場のため、ないと思われま

す。また、畑との境界線は、2段ブロックを設置するとしております。

取水計画は、駐車場のため、ありません。排水計画は、汚水、雑排水もありません。雨水は敷地内浸透処理でございます。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、番号83について、調査の結果を報告いたします。

同じく7月23日に、指名調査委員2名と代理人立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、鯉淵の柿橋公民館より東へ200メートル進んだ左側です。

譲受人の申請理由は、当申請地より西へ500メートルのところでコンビニエンスストアを営業しているが、敷地が狭く、利用客が増えて手狭となり、より便利で広い敷地への移転の必要性が出てきたためとしております。譲渡人の理由は、賃借人からの要望に応じるためとしております。権利関係は、賃貸借でございます。

隣接地への影響は、東側が法定外道路、西側、南側、北側が市道で、四方を道路に囲まれた土地となっており、隣接地への日照、通風と、周囲に耕作地はなく、影響はないものと見てまいりました。給水については上水道、排水については公共下水道、雨水は貯留施設を設置し、オーバーフローは市道側溝へ放流するとしております。埋立ての計画はありません。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号84について、調査の結果を報告いたします。

同じく7月23日に、指名調査委員2名と代理人立会いで現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、鯉淵のひたち野ゴルフセンター手前の西飯田バス停のところを北へ200メートル進み、左側です。

譲受人の申請理由は、笠間市内に土地を探していたところ、生活に便利な申請地を紹介され、購入をしたいとしております。譲渡人の理由は、譲受人から購入の申出があったためとしております。

当申請地は、道路側より東西に細長く延びた土地で、526平米ありますが、東側道路沿いに防火貯水槽があり、笠間市に提供しているため、500平米を超えても仕方がないと思われます。

隣接地への影響は、東側が市道、西側、北側が宅地、南側が宅地と休耕中の畑となっており、隣接地への日照、通風等の影響はないものと見てまいりました。給水については上水道、排水については公共下水道、雨水は敷地内浸透処理でございます。埋立ての計画はありません。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号85について、調査の結果を報告いたします。

同じく7月23日に、指名調査委員2名と代理人立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、しまむら友部店から西へ100メートル、右折し60メートル入った左側で、先ほどの5条計画変更申請のところ です。

譲受人の申請理由は、生活に便利な当申請地に自己用住宅を建築するためとしております。譲渡人の理由は、譲受人から購入の申出があり、譲渡するとしております。当申請地は造成されており、埋立ての計画はありません。

隣接地への影響は、東側が市道、西側が畑、南側が宅地、北側が雑種地となっており、隣接地への日照、通風等の影響はないものと見てまいりました。給水については上水道、排水については公共下水道、雨水は敷地内浸透処理でございます。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の86、87及び88について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

6番。

○6番（柳橋 泰君） 番号86から88につきまして、御説明いたします。

まず、番号86につきまして、調査の結果を説明いたします。

7月27日、調査委員2名で現地を調査してきました。代理人が遠方のため、内容を電話にて確認いたしました。申請人、申請地等については議案書に記載のとおりで、権利関係

は、売買です。

申請地は、国道355号線バイパスと旧道の合流点から北に100メートルのところを左折し、碎石場への道路を西へ約1キロメートル進んだところの道路に面した右側の土地です。

申請事由は、クリーンエネルギーの創出のため、日照がよく、拠点周辺で安定的な発電が可能で、適度な広さの太陽光発電用地を探したところ、譲渡人との合意に至ったため、転用申請とするというものです。譲渡人の申請事由は、要請により譲渡するというものです。周囲にはフェンスを設置する計画です。

また、雨水は自然浸透です。資金計画は自己資金です。東側及び西側は道路、南側及び北側は遊休状態の畑です。周囲への影響は、特にないものと見てまいりました。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、番号87につきまして、調査の結果を説明いたします。

7月27日、調査委員2名と申請人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については議案書の記載のとおりで、権利関係は、個人名義から法人名義への所有権移転で、贈与です。

申請地は、JR岩間駅から西方面へ国道355号線を横切って、直線で約1.3キロメートルの山のふもとのところ です。

申請事由は、平成14年に先代の住職が墓地造成を行ったが、農地法のことをよく理解しておらず、許可申請を行っていなかったため、それを是正するために転用の手続に至ったというものです。始末書が添付されております。

雨水、排水は自然浸透です。東側道路、西側は墓地及び境内地、南側は畑及び宅地、北側境内地で、周囲への影響は特にないものと見てまいりました。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、番号88につきまして、調査の結果を説明いたします。

7月27日、調査委員2名により現地を調査してきました。申請代理人を通じて電話にて内容を確認しました。申請人、申請地等については議案書に記載のとおりで、権利関係は売買です。

申請地は、岩間中学校敷地北側の位置から北西に350メートル程度進み、右折して200メートルの右側の土地です。

譲受人の申請事由は、現在、借家生活をしているが、子供が誕生し手狭となったため、自己用住宅を建築したいというものです。

また、申請地は、転勤により通勤に支障がなく、敷地が広く、自然豊かで伸び伸びと生活できる場を検討していたというものです。譲渡人の申請事由は、高齢により耕作できなくなったためというものです。

取水計画は、市の水道を利用、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水は浸透ますを4基設置する計画です。資金計画は、借入金によるものです。東側及び西側は農地、南側農地、北側道路ですが、平屋であり、配置計画から日照、通風等、農地への影響は特になく、いいものと見てまいりました。

また、敷地面積577平米については、住宅用地の転用基準を超えますが、周囲は譲渡人の所有地ではなく、分筆し小面積が残っても活用が難しく、やむを得ないものと思われます。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の89について、議席番号3番、13番委員より調査報告をお願いします。

3番。

○3番（青木勝照君） 調査番号89番について、調査結果を報告いたします。

7月27日、指名調査委員及び推進委員と譲渡人及び譲受人の代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、岩間駅から県道上吉影線を岩間消防署に向かい、1キロメートルぐらい行った右側の土地です。

譲受人の申請理由は、太陽光発電用地の取得です。譲渡人は、相手の要望に応じることです。

現地で立会い調査したところ、6か所あると思われる境界が確定できませんでした。そこで、境ぐい（境界）が全て明確になったら農業委員会へ連絡するよう話したところ、本日10時半頃、境ぐいを打ったので見に来てほしいという電話が入りました。指名調査委員が確認に行ったところ、境界を確定することができました。

なお、太陽光発電施設の設置計画については、次のとおりです。1.5メートルのフェンスを設け、フェンスには会社の連絡先を明示し、苦情等に対応できるようにする。草刈りは、小美玉市の業者やシルバー人材センターに依頼し、年に2回以上行う。笠間地区の担当者が3人いて、月に3回程度、巡回する。発電量は広島の本社でモニタリングしている。発電した電気は企業に売っており、決して土地を転売することはない。

なお、隣接地への通風、日照、騒音等の被害は、ほばないものと思われます。権利関係は、売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の90から94について、議席番号14番、15番委員より調査報告をお願いします。

15番。

○15番（込山祐一君） 申請番号90につきまして、調査の結果を説明いたします。

7月26日8時半より、指名調査委員2名と譲受人代理人の立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、岩間第二小学校前の五差路の信号を南に1キロメートルほど行った右側の休耕地です。

譲受人の申請事由は、太陽光発電事業用地として、日照条件がよく、安定的な発電が可能で、適度な広さであることから、譲渡人との合意に至ったということです。譲渡人の事由は、要請により譲り渡すということです。権利移転の内容は、売買です。

隣接地への影響ですが、東側太陽光発電所、西側が畑、南側と北側が道路です。耕作地への影響はないと見てまいりました。雨水は敷地内の自然浸透、排水、雑排水は発生しません。

そのほか関係書類についても完備しておりますので、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

申請番号91ですが、先ほどありましたように取り下げられましたので、報告はなしとします。

申請番号92につきまして、調査の結果を説明いたします。

7月26日9時より、指名調査委員2名と譲受人代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、常磐道岩間インター入り口の信号を茨城町方面へ10メートルほど行ったところに、インターチェンジの側道があり、その側道沿いの右側の休耕地です。

譲受人の申請事由は、先ほどと同じように、太陽光発電事業の用地として日照条件がよく、安定的な発電が可能で適度な広さであることから、譲渡人との合意に至ったということです。譲渡人の事由は、要請により譲り渡すということです。権利移転の内容は売買です。

隣接地への影響ですが、東側が道路、西側道路、北側山林、耕作地への影響はありません。雨水は敷地内浸透で、汚水、雑排水は出ません。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されます。

続きまして、申請番号93につきまして、調査の結果を説明いたします。

7月26日9時半より、指名調査委員2名と現地を確認しました。境界ぐいが確認できませんでしたので、代理人のほうに電話をいたしましたら、再度、確認してほしいということで、昨日、28日午後1時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、常磐道岩間インター入り口信号から小美玉方面へ200メートルほど行き、左に70メートルほど入った左側の休耕地です。

譲受人の申請事由は、太陽光発電事業用地として日照条件が良く、安定的な発電が可能な適度な広さであることから、譲渡人との合意に至った。譲渡人の事由は、要請により譲り渡す。権利移転の内容は、売買です。

隣接地への影響ですが、東側が休耕地、南側が畑、北側が休耕地、西側が道路で、耕作地への影響はありません。雨水は敷地内自然浸透で、汚水、排水、雑排水は発生しません。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、申請番号94につきまして、調査の結果を説明いたします。

7月26日午前10時半より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道355号線バイパスを石岡方面に向かい、県道145号線、通称、上吉影岩間線の十字路を小美玉方面に500メートルほど行った左側のところです。

譲受人の申請事由は、申請地内の北側にキャンプサイトの進入路及び駐車場を利用したいとのことで、現在2メートルほどの道路がありますが、拡張が難しいとのことでした。譲渡人の事由は、体調不良で耕作ができず、譲受人からの要望があったので、本件地を譲り渡すことにしたということです。賃貸人の事由としまして、県道145号線から進入路として借受人からの要望があったので、本件地を貸すこととした。権利移転の内容は、売買と使用貸借です。

隣接地への影響ですが、東側は太陽光発電所と宅地、西側が申請人所有の畑、南側が市道、北側が山林です。耕作地への影響はありません。

そのほか関係書類についても完備しております。許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで事務局より、農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の81につきましては、農業振興地域内の農用地になります。

番号の87につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の68、85、88、89及び93につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

番号の92につきましては、高速自動車国道の出入り口から、おおむね300メートル以内にある農地という理由から、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第4号の番号94について審議いたします。
審議が終了するまでの間、13番山口忠栄委員、退場をお願いします。
暫時休憩といたします。

午後2時45分休憩

午後2時45分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号の番号94について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号の番号94は原案どおり決定されました。

それでは、13番山口忠栄委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

トイレ休憩をしたいと思います。55分から再開します。

午後2時46分休憩

午後3時22分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第4号の1件を除く26件についてを審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

○5番（伊藤孝洋君） 88番のことで、面積が宅地の場合、500平米を超えている状態なのですが、577平米。傾斜地とか、そういう状態であるならば、やむを得ないということもあるかなと思うのですが、この場合は、図面を見たときに、そういう形跡もないような感じなのですが、以前にも、分筆して500平米までに合わせたというふうな結果があったような気もするのですが、これの件については、どういうふうに判断をしたほうがいいのかと思ひまして、質問をいたしました。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後3時23分休憩

午後3時29分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の1件を除く25件について、番号68を保留とし、境界が未確認の案件については、確認後、許可書を発行するという事で、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第4号の1件を除く番号68を保留とし、24件について、原案どおり決定されました。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について御説明申し上げます。

議案書につきましては、17ページから18ページになります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の設定で、相対による利用権の設定が4件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が2件となります。合計6筆、1万1,672平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書17ページから18ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地
利用集積等促進計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第 8、議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、19 ページから 33 ページとなります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が 6 件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が 2 件、賃貸借権の設定が 6 件となります。合計 217 筆、20 万 7,474 平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書 19 ページから 33 ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第 6 号については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限を受ける案件が 1 件ありますので、当該案件を分離して、先に審議いたします。

まず、議案第 6 号（機構・受け手間契約）の番号 37 について審議いたします。

審議が終了するまでの間、8 番長谷川愛子委員、退場をお願いします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 35 分休憩

午後 3 時 35 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第 6 号（機構・受け手間契約）の番号37について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 6 号（機構・受け手間契約）の番号37は原案どおり決定されました。

それでは、8 番長谷川愛子委員、入場しますので、暫時休憩といたします。

午後 3 時 3 5 分休憩

午後 3 時 3 6 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第 6 号（機構・受け手間契約）の 1 件を除く 5 件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第 6 号（機構・受け手間契約）の 1 件を除く 5 件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第 6 号（機構・受け手間契約）の 1 件を除く 5 件について、原案どおり決定されました。

次に、議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、34ページから37ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が 7 件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が 1 件、賃貸借権の設定が 6 件となります。合計31筆、3 万9,601平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書34ページから37ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（一括契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第 5 項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第6号（一括契約）については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第6号（一括契約）の番号57について審議いたします。

審議が終了するまでの間、16番大橋正義委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後3時39分休憩

午後3時39分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号（一括契約）の番号57について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号（一括契約）の番号57は原案どおり決定されました。

それでは、16番大橋正義委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後3時40分休憩

午後3時40分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第6号（一括契約）の1件を除く6件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第6号（一括契約）の1件を除く6件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第6号（一括契約）の1件を除く6件について、原案どおり決定されました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第9、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告いたします。

議案書につきましては、38から69ページになります。

番号67から63ページの番号103は、一時利用指定がされたことにより、新しい担い手へ転貸するため、合意を解約するものです。

続いて、64ページになります、番号104から、65ページの番号106は、土地改良事業区域外となり、担い手への貸付けが行われないため、合意を解約するものです。

66ページになります。

番号107、108は、農地中間管理事業で契約していない筆を含んで、一時利用指定がされないことから、改めて契約を行うため、合意を解約するものです。

68ページになります。

番号109は、耕作者変更のため、合意を解約するものです。

番号110は、鳥獣被害により当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

69ページになります。

番号111は、当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） ただいま、高野委員が退場しました。

以上で、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第10、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、報告いたします。

議案書につきましては、70ページになります。

番号3は、水戸地方法務局から令和6年6月26日付で農地の現況等について照会があり

ました。

調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和6年7月3日火曜日、午前10時から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、国道50号線の石井交差点から県道1号宇都宮笠間線を栃木方面へ約2キロメートル進み、アオキ石材有限会社を過ぎた先の右カーブに接続する市道を左折し、約150メートル先の片庭川を渡った先の右側にありました。

現地の状況ですが、令和5年6月に農地法第5条の許可を受けており、宅地となっている土地であったことから、水戸地方法務局へは、7月3日付で非農地と報告いたしました。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第11、報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の4について、議席番号11番、17番委員より調査報告を願います。

○11番（鶴田英樹君） 番号4番について、御報告いたします。

7月24日、指名調査委員2名、申請人立会いの下、調査してまいりました。

○議長（永田良夫君） ただいま、高野委員が入場しました。

○11番（鶴田英樹君） 申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請地には、計画どおり土地改良行為が完了しておりました。今後の生産計画は、栗を植え付ける予定とのことでした。以上、報告いたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和6年第7回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時46分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

4 番 委 員

5 番 委 員